

- ア 交付期間
平成17年6月17日（金）から平成17年7月13日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成17年6月27日（月） 午後2時
イ 場所 熊本県庁新館8階 第803会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年7月28日（木） 午後2時
イ 場所 熊本県庁新館8階 第801会議室
- (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年7月27日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と

- この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
 - (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers for education
252 personal computers
6 servers
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity
August 31st 2005
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
July 28th 2005 2:00 p.m.
8th floor,801st conference room
New building
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
July 27th 2005
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji,Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture,862-8609 Japan
Phone:096-383-1111 Ext.6614

正 誤

平成17年3月31日熊本県訓令第16号（熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 正 | 誤 |
|-----|--|---|
| 15 | 第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。 (4) 身体障害者の医学的、職能的判定に関すること。 (5) 身体障害者手帳に関すること。 (6) 身体障害者への更生医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。 (7) 補装具に関すること。 第5条判定課の項中「判定課」を「心理判定課」に改め、同条同項中第4号及び第6号から第8号を削り、第5号を第4号とし、第3号中「医学的、心理学的及び職能的判定」を「心理学的判定」に改める。 | 第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。 (4) 身体障害者手帳に関すること。 (5) 身体障害者への更生医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。 |

平成17年3月31日熊本県訓令第22号（熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 正 | 誤 |
|-----|--|--------------------------------------|
| 17 | 「都市基盤等の整備計画」 都市基盤等整備に係る工事の調査、設計、監督及び受託施工等 | 「都市基盤整備の計画」 都市基盤整備に係る工事の調査、設計及び監督 |

| 第 35 号 | 第 26 号 |
|---|---|
| 22 号 | 13 号 |
| <p>(16) 設計高 1 億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>(17) 設計高 5,000 万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>(18) 設計高 1 億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>(19) 設計高 2 億円未満の工事で設計変更額が 5,000 万円未満の工事の設計変更の決定に関すること。ただし、設計変更により工事金額が 2 億円以上となるものを除く。</p> <p>(20) 設計高 1 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>(21) 2,000 万円未満の測量、調査、試験及び設計の委託（工事に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(22) 1,000 万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に限る。）をすること。</p> <p>(23) 2 億円未満の支出負担行為（工事の請負に限る。）をすること。</p> <p>(24) 前号に定めるもののほか、設計変更により 2 億円以上となる支出負担行為（工事の請負に限る。）をすること。</p> <p>(25) 前条用地調整課の項第 6 号に定める事務に係る 2,000 万円未満の測量、調査の委託に関すること。</p> <p>(26) 5,000 万円未満の支出負担行為（用地等の買収及び損失補償に限る。）をすること。</p> <p>(27) 別に支出負担行為の決裁を経ている 5,000 万円以上の支出負担行為書の作成（用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(28) 400 万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。</p> <p>(29) 1,000 万円未満の支出負担行為（第 21 号に定める委託以外の委託に限る。）をすること。</p> <p>(30) 200 万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。</p> <p>(31) 報酬、賃金及びこれに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。</p> <p>(32) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。</p> <p>(33) 100 万円未満の支出負担行為（第 22 号から前号までに定めるものを除く。）をすること。</p> | <p>(16) 前条用地調整課の項第 6 号に定める事務に係る 2,000 万円未満の測量、調査の委託に関すること。</p> <p>(17) 5,000 万円未満の支出負担行為（用地等の買収及び損失補償に限る。）をすること。</p> <p>(18) 別に支出負担行為の決裁を経ている 5,000 万円以上の支出負担行為書の作成（用地等の買収及び損失補償に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(19) 400 万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。</p> <p>(20) 1,000 万円未満の支出負担行為（第 16 号に定める委託以外の委託に限る。）をすること。</p> <p>(21) 200 万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。</p> <p>(22) 報酬、賃金及びこれに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。</p> <p>(23) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。</p> <p>(24) 100 万円未満の支出負担行為（第 16 号から前号までに定めるものを除く。）をすること。</p> <p>(25) 熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 7 条第 4 項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。</p> |

(34) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。